

◎新潟県告示第1067号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

令和7年12月16日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
きしクリニック	長岡市笹崎1-2-3	令和7年11月1日
ひぐち整形外科クリニック	長岡市川崎町779-1	令和7年10月1日